

論壇

事業承継税制改正後の適用年における対応

1. 適用時期が到来した事業承継税制の適用促進

事業承継税制とは、後継者が非上場会社の株式等を現経営者より相続又は贈与により取得した場合において「相続税・贈与税の納税が猶予される特例制度」である。平成25年度税制改正により本措置の適用要件の画期的見直しが行われ、活用を促進するため、要件の緩和・負担の軽減・手続きの簡素化等大幅な改正が行われ、原則として平成27年1月1日以後の相続税及び贈与税に適用され、本年がそのスタート年である。

本税制は、創設以来、平成26年12月末までに、経済産業大臣の認定件数は、「相続639件、贈与319件」となっており、納税猶予の税務適用要件に制約的規定が存在していたといえる。

また、中小企業の実業承継を円滑に進めるために、相続発生後の後継者争いを未然に防止する等の観点から現経営者が生前に後継者を確定し、計画的に後継者へ承継する仕組みが重要と考えられることから、円滑化法に規定する「事前確認

2. 事業承継税制の概要と適用要件

\*平成25年度税制改正（平成27年1月～適用）

事業承継税制とは、後継者は経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を現経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される特例制度である。

（注）事業承継税制以外のアベノミクスといわれる多岐多様な政策税制が、改正年に限らず複数年において適用時期を特定し限定している最近の税制改正事情についての「税理士業務の新対応」を起す必要がある。

（注）事業承継税制以外のアベノミクスといわれる多岐多様な政策税制が、改正年に限らず複数年において適用時期を特定し限定している最近の税制改正事情についての「税理士業務の新対応」を起す必要がある。

3. 平成25年度税制改正による「後継者親族要件の廃止」の有効活用

事業承継税制の創設当初は、多くの中小企業が親族への承継を希望していたこと及び親族外への承継は有償で行われることが多かったこと等から、本税制は、親族への承継に限定されていた。その後、中小企業の後継者不足が叫ばれ、

有能な人材を広く登用できるようにすることで円滑な事業承継に資するという観点から平成25年度税制改正により本税制適用を受け、「平成27年1月1日以降、後継者は、先代経営者の親族に限定されない」見直しが行われた。

Table with 2 columns: 相続税の納税猶予制度, 贈与税の納税猶予制度. It details the conditions for tax deferral, including the 80% threshold for inheritance tax and the 5-year business continuation requirements for gift tax.

4. 平成27年度税制改正による「非上場株式等に係る事業承継税制の拡充」の具体的内容

経営者の高齢化が進む中、中小企業の実業承継の一層の円滑化を図るため、2代目から3代目に承継する場合に、贈与税の納税義務が生じないようにするなど、事業承継税制を拡充する。

「改正の概要」 贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者2代目が3代目に対する再贈与を行う場合に、贈与税の納税義務が生じないようにするなど、本税制を拡充する。

- (1) 改正前においては1代目が存命中に、2代目が3代目に株式を贈与した場合に納税義務が生じ、2代目が存命中に、2代目へ株式を贈与した場合には、「猶予されていた贈与税の納税義務を免除する」とされた。(2) 改正後は初代経営者（1代目）が存命中に、2代目へ株式を贈与した場合には、「猶予されていた贈与税の納税義務を免除する」とされた。(3) 3代目が納税猶予制度を活用して再贈与を受けられること。

事例①

初代経営者⇒(相続)2代目経営者⇒(相続)3代目経営者⇒(相続税の納税猶予)

初代経営者⇒(相続)2代目経営者⇒(贈与)3代目経営者⇒(贈与税の納税猶予)

初代経営者⇒(贈与)2代目経営者⇒(相続)3代目経営者⇒(相続税の納税猶予) <H27改正事項>

事例②

初代経営者⇒(贈与)2代目経営者⇒(贈与)3代目経営者⇒(贈与税の納税猶予)

初代経営者⇒(贈与)2代目経営者⇒(贈与)3代目経営者⇒(贈与税の納税猶予)

初代経営者⇒(贈与)2代目経営者⇒(贈与)3代目経営者⇒(贈与税の納税猶予) 「適用要件」 =贈与税の納税猶予制度の適用を受けること =雇用の確保を含む5年間の事業承継を行い、その後も株式の継続保有等を行う



平川忠雄 【上野】

〈親族外承継のチェックポイント〉 ○ 先代経営者が選任する親族外後継者には、「その事業に勤務している従業員や知人・友人を候補者として選定される」ことが想定される。

事業を承継してしまう。 ○ 平成27年度改正（以下4に記述）により事例④のように初代経営者が第3者の後継者に「贈与」した場合でも「2代目経営者（親族外）」に納税猶予が適用され、その後の「贈与」においても「贈与税の納税猶予が適用」が適用されると解せられる。